

令和7年度

大泉町木造住宅耐震改修事業補助金交付のご案内



大泉町
Oizumi Town

木造住宅耐震改修等費の補助対象

1 補助の対象となる方

本町の住民で、次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 町内の木造住宅の所有者。
- (2) 町税の滞納がないこと。

2 補助の対象となる住宅

町内の木造住宅のうち、次のいずれにも該当するものが対象です。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された1戸建ての住宅または併用住宅（1/2以上が住宅）であること。
- (2) 平屋建てまたは2階建てであること。
- (3) 在来軸組構法による建築であること。
- (4) 一般社団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、耐震性に係る上部構造評点が1.0未満であること。
- (5) 補助金の認定通知前に工事の着手をしていないこと

3 補助の対象となる要件

改修後の上部構造評点が1.0以上となる耐震性の向上を図る工事

4 募集期間及び募集戸数

期間：令和7年5月16日から令和7年9月30日まで

募集戸数：1戸（先着順）

5 補助金の交付対象となる経費

補助対象経費に係る設計費、工事監理費及び工事費
(リフォームに係る部分は対象外)

6 補助額

補助対象経費の1/3以内の額。ただし、100万円（消費税額を含む）を上限とします。

この場合、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。

7 設計・工事監理・工事施工者

(1)耐震改修における設計者及び工事監理者は次のいずれかに掲げる者とします。

- ア. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則に規定する木造住宅耐震診断資格者講習を修了している者
- イ. 群馬県が実施する木造住宅耐震診断技術者養成講習を修了している者
- ウ. 一般社団法人群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けている者
- エ. 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会に木造住宅耐震診断士の登録をしている者
- オ. 一般社団法人群馬県建築士会が行う「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講を終了し、建築士事務所又は建設会社等に所属している者

(2)工事施工者

耐震改修の工事施工者に特別の要件はありません。

信頼のできる工事施工者に依頼してください。

大泉町木造住宅耐震改修事業補助金交付の手続き

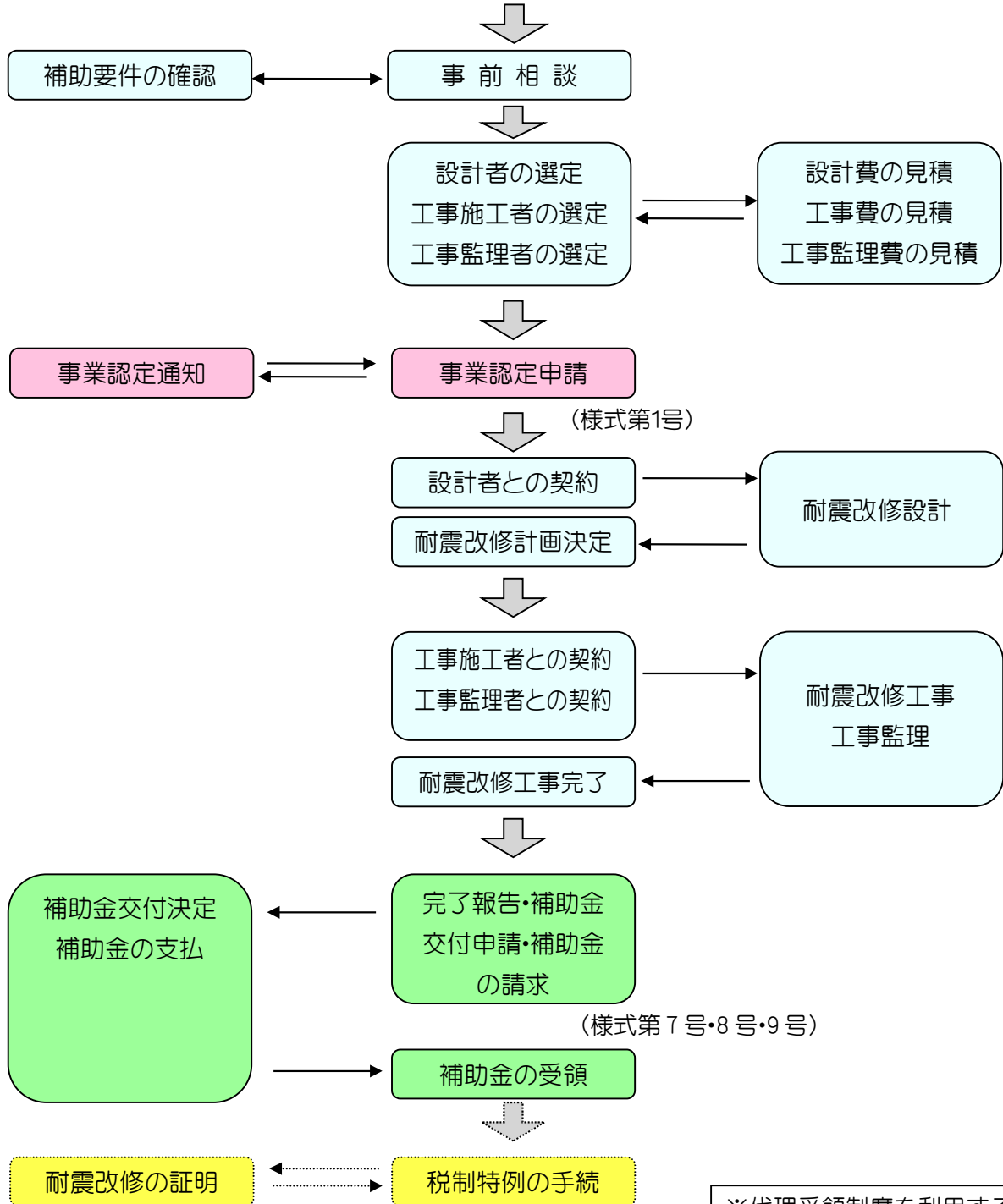
大泉町

申請者

設計・施工・監理者

耐震診断を受けてください。

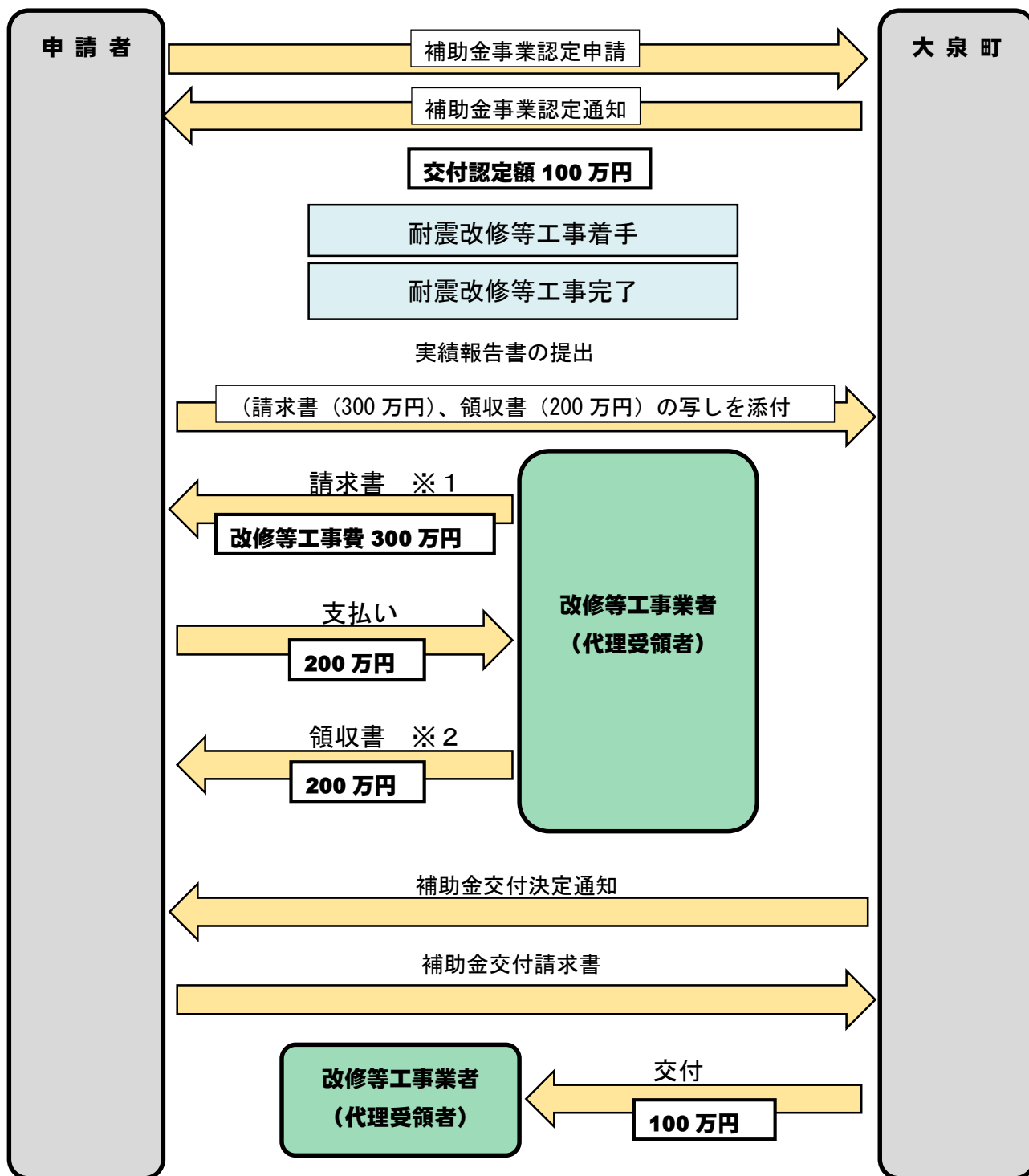
⇒ 診断結果が上部構造評点1.0未満



※代理受領制度を利用する方は次のページを参照ください。

補助金支払いの代理受領の場合の流れ

例：（改修工事費 300 万円、補助金 100 万円の場合）



※1 請求書は、申請者あてに工事費の全額で発行してください。

※2 領収書は、申請者は直接支払った額で発行してください。

*** 注意 ***

業者の方にとっては補助金相当分の工事費が支払われる時期が遅くなります。

木造住宅耐震改修費補助に係る提出書類

1 事業承認および補助金交付申請

- (1)大泉町木造住宅耐震改修事業認定申請書(様式第1号)
- (2)耐震改修事業概要書(様式第2号)
- (3)耐震改修工事設計図書(案内図、配置図、平面図、詳細図、現地の調査写真その他関係資料)
- (4)耐震改修工事に係る部分に要する費用の見積書及び数量算定書(設計、工事監理費および工事費)
- (5)対象木造住宅の改修前耐震診断報告書及び耐震補強設計図書にもとづく、「精密診断法診断書」または「一般診断法診断書」の写し
- (6)設計および工事監理を行う者の資格を証明する書類の写し(建築士、受講建築士証等)
- (7)建築確認通知書の写し(耐震改修工事により建築確認が必要な場合に限る)

2 完了実績報告

- (1)大泉町木造住宅耐震改修事業完了報告書(様式第7号)
- (2)大泉町木造住宅耐震改修事業実績書(様式第8号)
- (3)大泉町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定申請書兼補助金支払請求書(様式第9号)
- (4)耐震改修工事写真
 - ア 工事箇所ごとの耐震改修工事の着工前、工事中および完了後の写真
 - イ 主要材料の形状、寸法および仕様に係る材料写真
- (5)耐震改修工事に係る監理報告書の写し
- (6)補助対象経費に係る契約書および領収書等の写し
- (7)検査済証の写し(耐震改修工事により建築確認が必要な場合に限る。)
- (8)代理受領に係る委任状(様式第10号)(耐震改修工事に行った事業者に補助金の受領を委任するときに限る。)

事業実施にあたっての注意事項

1 事前に事業認定申請等の手続きをしてください。

耐震改修工事に着手する前に、必ず事業認定申請の手続きを行ってください。提出いただいた申請書および添付書類を審査し、要件に適合していることを確認したうえで、事業認定通知書を申請者に送付します。

※通知前に工事に着手した場合、補助金を交付できませんので注意してください。

2 事業は年度内に完了してください。

耐震改修の設計、工事監理および工事は、必ず事業の認定を受けた日の属する年度内で完了の日から起算して30日を経過した日または2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出いただき、内容を確認したうえで額を確定し、補助金を交付いたします。

3 事業の内容を変更する場合、必ず町に連絡してください。

事業認定の通知後に事業の内容を変更しようとする場合、変更等の手続きが必要です。変更することが明らかになった時点で、町に連絡してください。

4 事業認定を取り消すことがあります。

事業認定後に、不正の事実が判明した場合や工事の内容が設計と異なることが確認された場合、補助の認定または補助金の交付を取り消すことがあります。

5 リフォーム工事の見積書等は別に作成してください。

耐震改修に関連しないリフォーム工事は、補助の対象になりません。リフォーム工事を併せて行う場合、見積書および契約書は耐震改修工事と別に作成してください。

6 住宅の維持保全に努めてください。

この事業の補助金は、国と町から交付されます。耐震改修を行った住宅の維持保全及び有効活用に努めてください。また、収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え付け、補助事業の終了後5年間保存するよう努めてください。

お問い合わせ

大泉町 都市建設部 都市整備課

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出5-5-1

電 話 0276-63-3111

F A X 0276-63-3921

ホームページ <https://www.town.oizumi.gunma.jp/>
